

蚊媒介感染症に関する動向等について

1 デング熱の発生状況について

国際的な人の移動の活発化に伴い、国内での感染があまり見られない感染症が海外から持ち込まれる事例が増加している。デング熱等の蚊が媒介する感染症（蚊媒介感染症）についても、海外で感染した患者の国内での発症例（輸入感染症例）が毎年報告されている。

デング熱の国内感染は、昭和17年から20年にかけて発生して以来、約70年間報告されていなかったが、平成26年8月、主に都内の公園等で蚊に刺された者からデング熱患者が発生し、最終的には国内感染として162人の患者が報告されている。（デングウイルスは成虫から卵へは感染しないため、成虫の活動が終わる10月末頃には国内感染は終息した。）

その後、平成27年から平成30年まで国内感染は発生しなかったが、令和元年に国内感染症例が3件報告されている。令和2年からデング熱の発生届出数は著明に減少した。これは新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響により、デング熱の常在国の大半が、国内外の移動を制限したためであると考えられる。

輸入感染症例は継続的に報告されており、輸入感染による患者を刺咬した蚊が媒介することで、いつ国内感染が発生してもおかしくない状況である。

■デング熱の発生届出数

平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
245件 (0)	201件 (0)	464件 (3)	43件 (0)	8件 (0)	99件 (0)

※カッコ内は国内感染症例で内数

2 ジカウイルス感染症(ジカ熱)

ジカウイルス感染症（ジカ熱）は、デング熱等と同じく、主にヒトスジシマカやネッタイシマカにより媒介されるジカウイルスが引き起こす感染症である。アフリカ、中央・南アメリカ、アジア太平洋地域で発生しており、特に近年はブラジルをはじめとする中南米及びその周辺地域で流行している。日本国内での感染は今のところ発生していないが、発生地に滞在して感染した症例が、平成29年から令和3年の間に計9例報告されている（令和4年12月時点）。

ジカウイルス感染症は、妊婦が感染した場合の胎児の小頭症との関連が強く疑われ

ており、また、ギランバレー症候群との関連も明らかとなっている。世界保健機関（WHO）は、ジカウイルス感染症との関連が疑われる小頭症及びその他の神経障害の集団発生に関して、平成28年2月1日に「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」を宣言している。

日本においても、平成28年2月15日にジカウイルス感染症が感染症法で規定する四類感染症に追加され、デング熱等と同様に検査体制が整備された。また、同時に検疫法で定める検疫感染症にも指定され、検疫における監視体制が整えられた。

3 蚊媒介感染症に関する国の指針等について

平成26年8月にデング熱の国内感染が約70年ぶりに発生したことを受けて、国は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）第11条第1項の規定により国が総合的な予防のための指針を定めることとしている感染症の中に、蚊が媒介する感染症を加えて、平成27年4月28日に「蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針」を公布・施行した。この指針は、ジカウイルス感染症が特定感染症予防指針の対象となったことから、平成28年3月30日に一部改正が行われている（参考資料1）。

また、平成26年9月12日付けで配布された国立感染症研究所による「デング熱国内感染事例発生時の対応・対策の手引き 地方公共団体向け（第1版）」が、国内感染症例で得られた知見を反映させるなどして「デング熱・チクングニア熱等蚊媒介感染症の対応・対策の手引き 地方公共団体向け」として更新され、平成27年4月28日付けで配布された。この手引きについても、随時改訂が行われている（参考資料2）。

■蚊媒介感染症に関する指針や手引きの策定

